

第 5 1 号議案

亀岡市移住・定住促進施設設置条例の一部を  
改正する条例の制定について

亀岡市移住・定住促進施設設置条例（平成 3 0 年亀岡市条例第 4  
号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 2 月 2 1 日提出

亀 岡 市 長      桂   川   孝   裕

亀岡市移住・定住促進施設設置条例  
の一部を改正する条例

亀岡市移住・定住促進施設設置条例（平成 3 0 年亀岡市条例第 4  
号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 を次のように改める。

別表第2（第12条関係）

使用種別	名称	区分	使用料（1泊につき1人当たり）					
			1人	2人	3人	4人	5人	
移住体験使用	応挙、梅岩、了以	特定日を除く全日	2,750円					
宿泊使用	応挙、梅岩、了以	繁忙期及び特定日を除く平日、日曜日又は祝日	18,700円	11,000円	9,900円	8,800円	7,700円	
		繁忙期及び特定日を除く祝日の前日又は土曜日	20,900円	13,200円	11,000円	9,900円	8,800円	
		繁忙期	平日、日曜日又は祝日	20,900円	13,200円	11,000円	9,900円	8,800円
			祝日の前日又は土曜日	23,100円	15,400円	14,300円	13,200円	11,000円
		特定日	26,400円	16,500円	15,400円	14,300円	13,200円	
日中使用	応挙	—	4時間まで		4時間超過			
	梅岩		4,070円		1時間ごとに 1,010円			
	了以	—	4時間まで		4時間超過 1時間ごとに 500円			

## 備考

- この表において「祝日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- この表において「繁忙期」とは、3月21日から4月5日、7月21日から8月11日、8月17日から8月31日をいう。
- この表において「特定日」とは、1月1日、1月2日、4月29日から5月4日、8月12日から8月16日及び12月29日から12月31日をいう。
- 日曜日が祝日の前日に該当する場合は、祝日の前日の使用料を適用する。
- 移住体験使用にあつては、特定日は使用できないものとする。
- 6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者は、使用料の人数には含まない。
- 営利を目的とする使用にあつては、上欄の金額の5倍に相当する額とする。

## 附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

亀岡市移住・定住促進施設設置条例  
の一部を改正する条例案要綱

- 1 亀岡市移住・定住促進施設の利用状況を踏まえ、より効率的な管理運営を行うため、使用料を改定すること。
- 2 この条例は、令和2年4月1日から施行すること。